

# 令和5年度茨城県農地中間管理事業評価委員会における意見書

令和5年6月21日に開催された標記委員会において、茨城県農地中間管理事業の令和4年度の実績及び今後の推進方策等に係る聴取を行い委員相互で協議し下記のとおり意見をとりまとめたので、茨城県農地中間管理事業評価委員会設置・運営要領第7条第2項に基づき提出します。

今後の事業推進にあたっては、意見に十分留意され事業の推進が図られますようお願いいたします。

## 記

### 1 「地域計画」策定に資する事業の推進について

農業経営基盤強化促進法等の改正により、機構は「地域計画」の達成に向け、農地の貸借等を促進することとされたところである。

この「地域計画」の策定にあたっては、出来るだけ早期に地域コミュニティ機能を活用して、農地のマッチングなど地域農業の将来について話し合うことが重要であり、これを円滑に進めるためには、関係機関が役割分担を明確にしたうえで取り組む必要がある。

その中で、話し合いをサポートするコーディネーターのスキルアップや、機構集積協力金などインセンティブ措置が講じられない場合でも機構の利用促進を図る活動を工夫するなど、機構の役割をしっかりと果たすよう期待したい。

### 2 事業推進上のリスク管理について

農地中間管理事業が始まってから10年目を迎え、取り扱い農地や出し手・受け手農家数等が拡大しており、農地賃借料の滞納による未収金、担い手の突発的な解約等により発生する機構が借り受けた農地の賃料や保安全管理に要する費用への対処など、リスク管理の重要性が増してきている。

そのため、事業計画の設定段階から様々なリスクを顕在化し対策を講じるとともに、国に対しても所要のコスト負担について、確実な予算の確保や事業スキームへの追加を求めるなど、重点的に取り組んでほしい。

### 3 組織体制の強化について

今後2～3年の間に貸借期間の満了による再契約の手続きが集中し、事務量が大幅に増加することに加えて、利用権の設定に係る制度が利用権設定等促進事業から農地中間管理事業へ移行し、機構の取扱件数が確実に増加することが見込まれる。

これらに対応できるよう、令和4年度に整備した機構支援システムについて、活用・定着及び不断の見直しによる効率的かつ堅確な事務執行体制を構築すること、また、県、市町村、JA等との協力体制を強化するとともに、国や県との協議を通して、必要な予算と適正な人員を確保し機構の組織体制の強化を図ることが必要と考える。